

技術情報管理認証制度について

令和4年4月

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課

技術情報流出リスクの高まり

- グローバル化の進展等を背景に、国内外への技術情報流出リスクが拡大。
- 技術情報はいったん流出すると回収が難しく、経済的に大きな損失を負うとともに、取引先からの信頼を失い、事業者の競争力が大きく棄損するおそれ。

技術情報流出リスクの高まり

➤ グローバル化の進展

国際的な人材流動性の高まり

国際競争の激化

➤ IT技術の進展

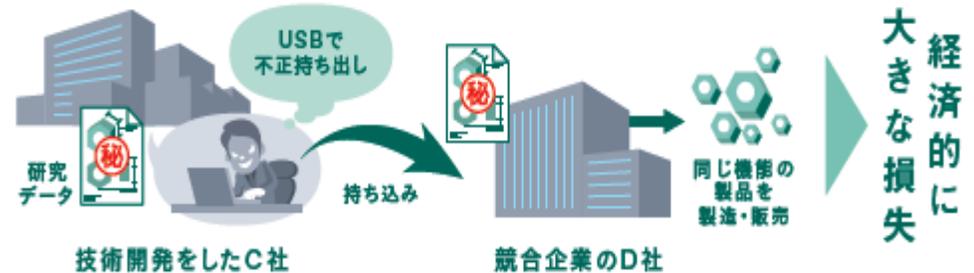
大容量データの持ち出しが容易に

➤ 経済安全保障環境の変化

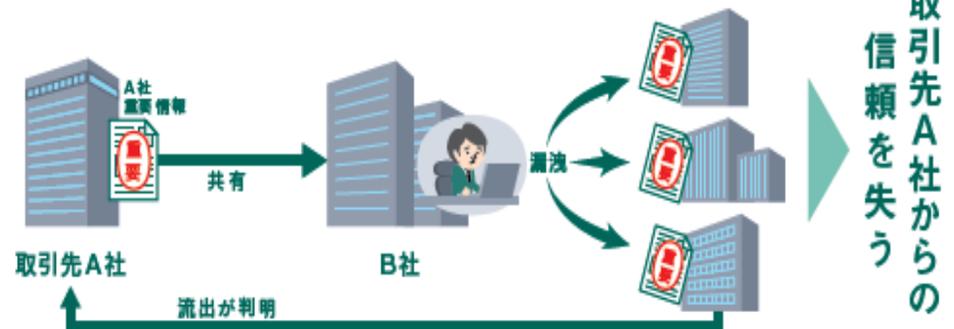
サイバー攻撃の巧妙化

技術覇権を巡る対立

＜関係者による技術流出で大きな損失を被ったC社＞



＜取引先の重要情報流出で信頼を失ったB社＞



技術情報入手の様々なアプローチ

- 我が国企業が保有する優れた技術やデータは、常に悪意ある主体のターゲットとなることから、流出防止に向けてあらゆる対策を講じる必要。

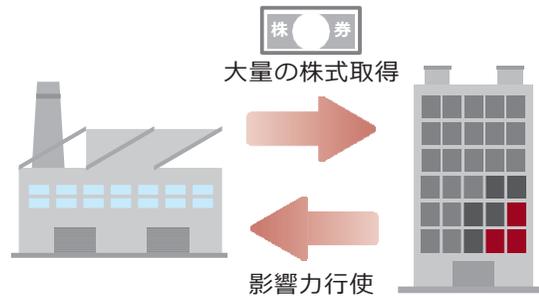
人材リクルート

～技術に精通している従業員の引抜き～



投資・買収・合併

～影響力を行使して意思決定に関与～



不審なアプローチ

～従業員との1対1の関係構築～



共同研究・事業

～技術・データの持ち出し～



経歴偽装による在籍

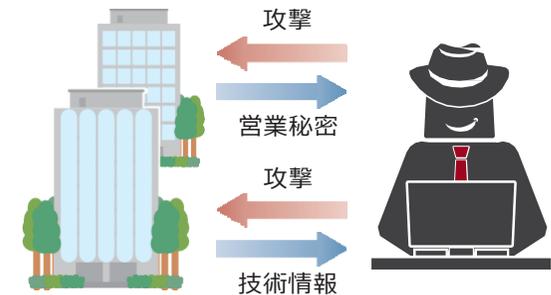
～留学生・研究者等の送り込み～

警戒心を持たれることを回避



サイバー攻撃

～企業や大学等が保有する秘密情報の窃取～



技術情報の流出事例

<事例①>

- 2016年（平成28年）7月に、通信機器の製造販売を行っているK社の取締役（当時）が、社の独自技術である光ファイバー製品の検品に使用する機器の設計図をUSBメモリーに保存し、香港の取引先に漏えいした。（同社は情報漏えい防止のため、社員に対して誓約書に署名する対応をしていた。）

<事例②>

- 2017年（平成29年）10～12月、電子部品製造大手N社の従業員が、関連会社の事務所で、同社の主力商品であるスマートフォンなどに使用されるタッチセンサー技術に関する情報を、自身のハードディスクに不正に複製。同社を退職後、18年1月以降に中国で競合企業の従業員にデータの画像を送信した。

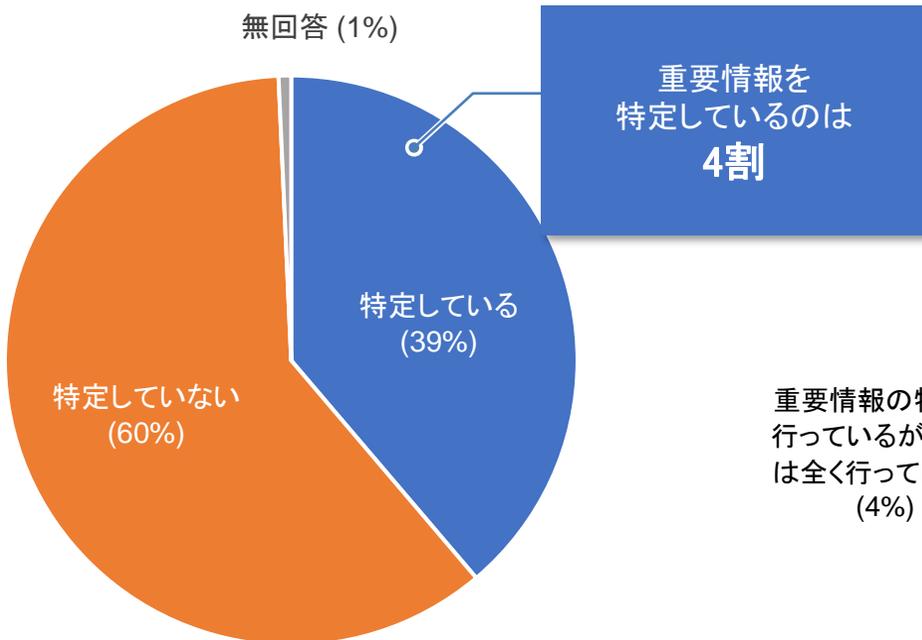
<事例③>

- 2020年（令和2年）7月に、トヨタ自動車などと取引があり、金型の設計や製造を手掛けるT社がサイバー攻撃の被害に遭い、データが盗み取られた。

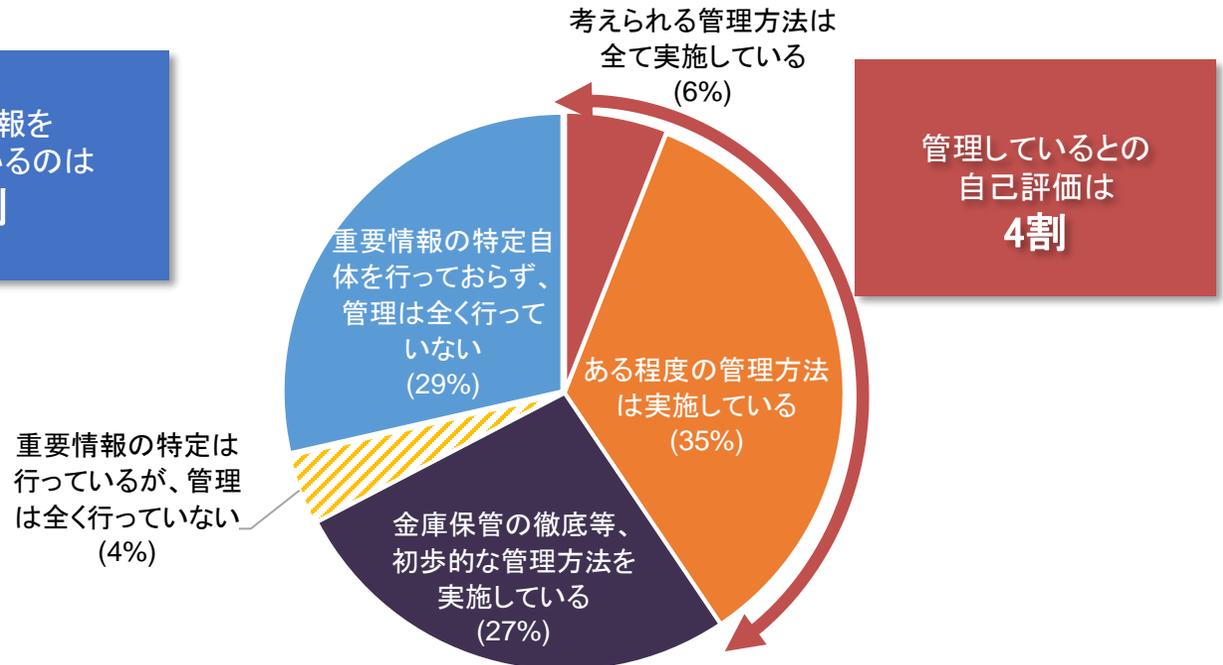
技術情報管理対策の重要性

- 中小企業の約6割が重要情報を特定していないなど、情報管理の取組に遅れ。
- 個々の事業者がそれぞれの状況に応じて技術情報流出防止策を適切に講ずることが重要。

<重要情報の特定状況>



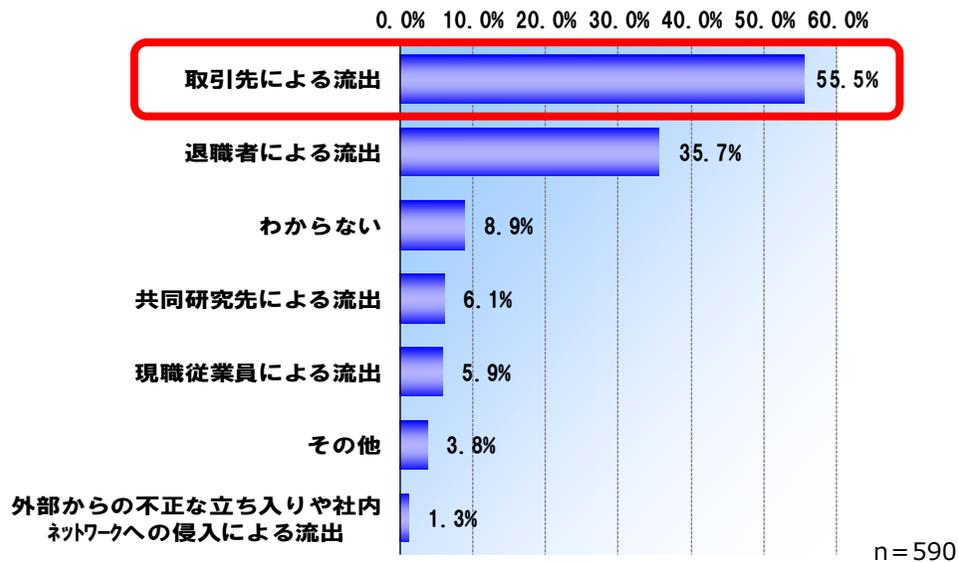
<情報管理の取組の自己評価>



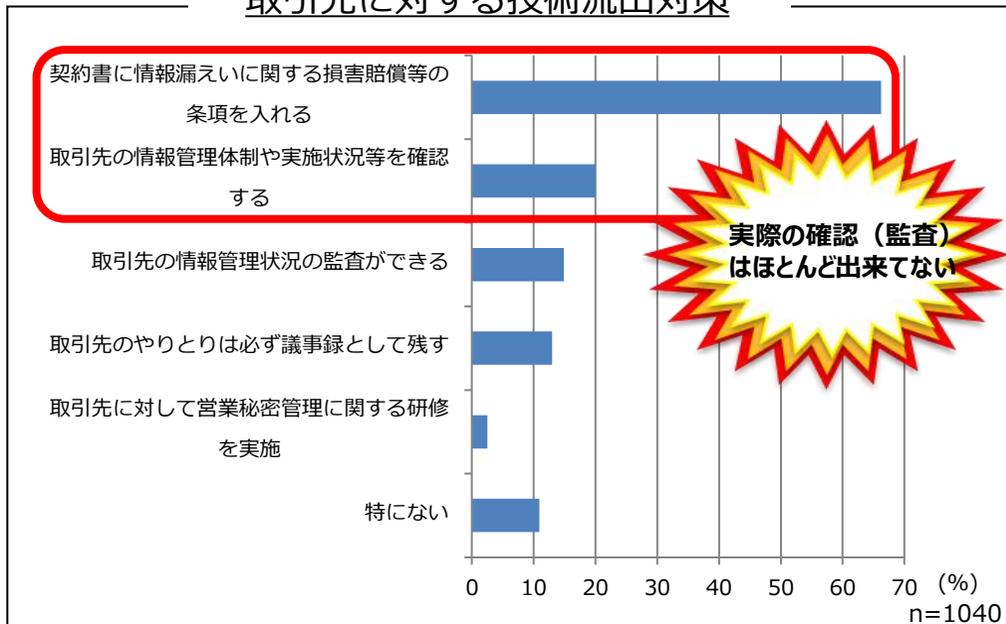
技術の流出経路・取引先への対策

- アンケート調査では、技術が流出したと考える事例の流出経路は「取引先による流出」が過半数を占める（左図）。
- 取引先に対する技術流出防止策では、契約（秘密保持契約）の締結により担保している企業が6割以上。しかし、コストがかかる、確認方法が分からない等の理由により、取引先の情報管理体制を実際に確認している企業は2割に留まる（右図）。

過去5年において技術が流出したと考える事例の流出経路

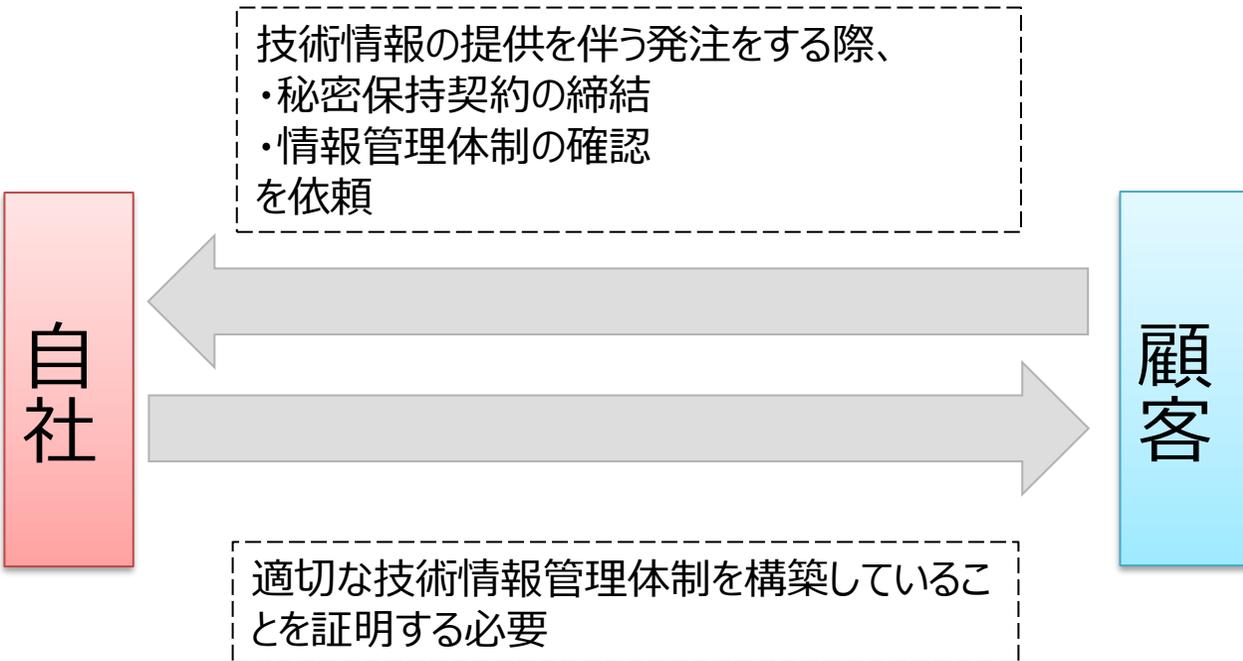


取引先に対する技術流出対策

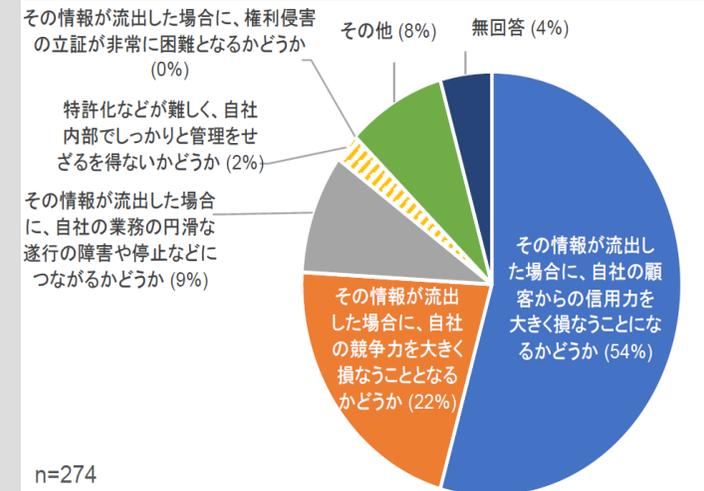


技術情報管理の重要性

- 顧客が図面などの技術情報の提供を伴う発注をする際には、**秘密保持契約の締結**に加えて、**情報管理体制の確認**を求めるケースが多い。
- 自社の**競争力維持**や**顧客からの信用維持**のために、**適切な技術情報管理体制の構築が極めて重要**であるとともに、取引を円滑に進めるためには自社の技術情報管理体制が万全であることを客観的に示すことが求められる。



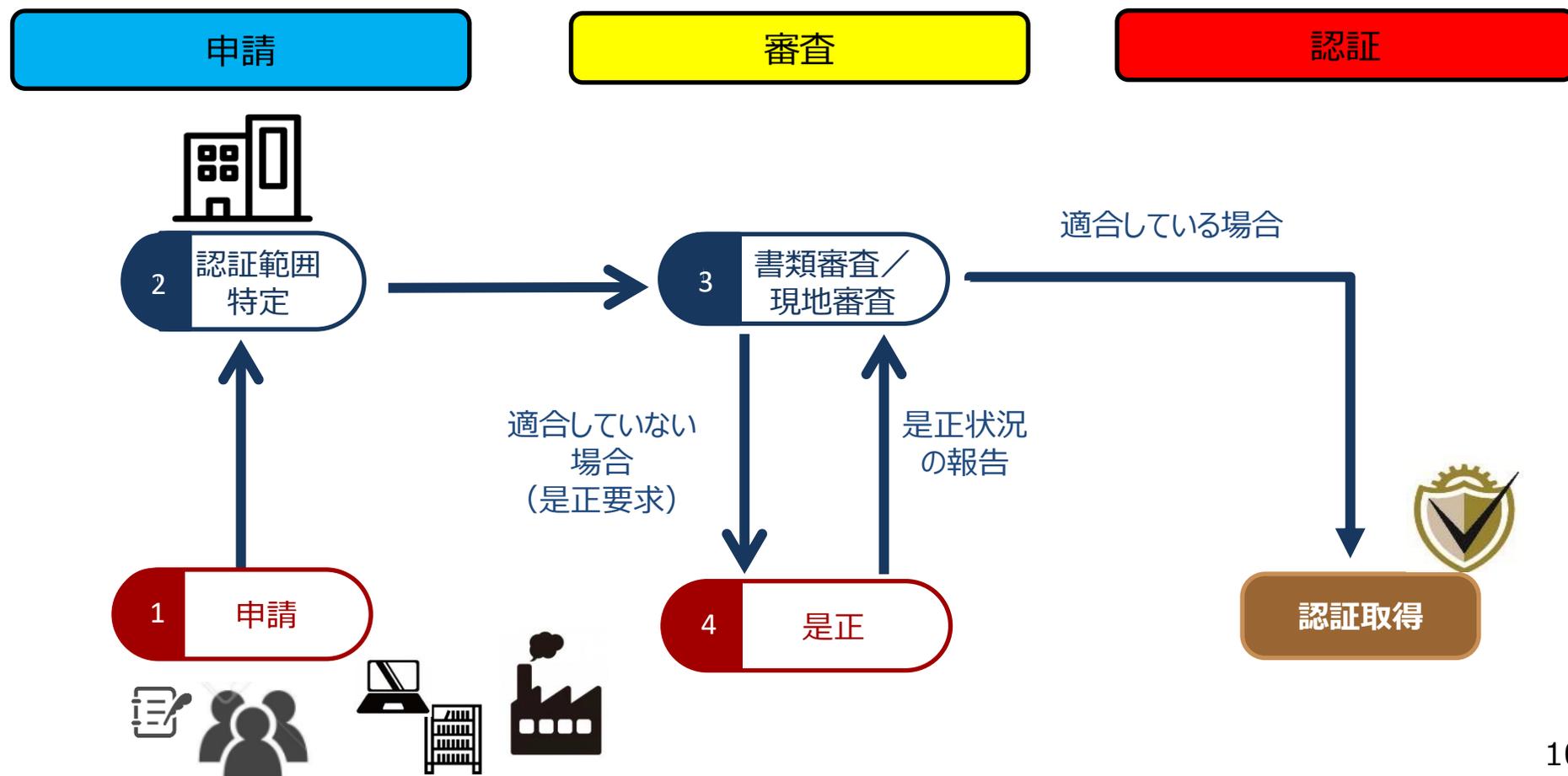
- ✓ 重要な情報を特定した際、多くの事業者が、「情報流出の際、自社の顧客からの信用力を大きく損なうことになるかどうか」を考慮。



重要情報を特定する際に最も考慮される要因【単数回答】

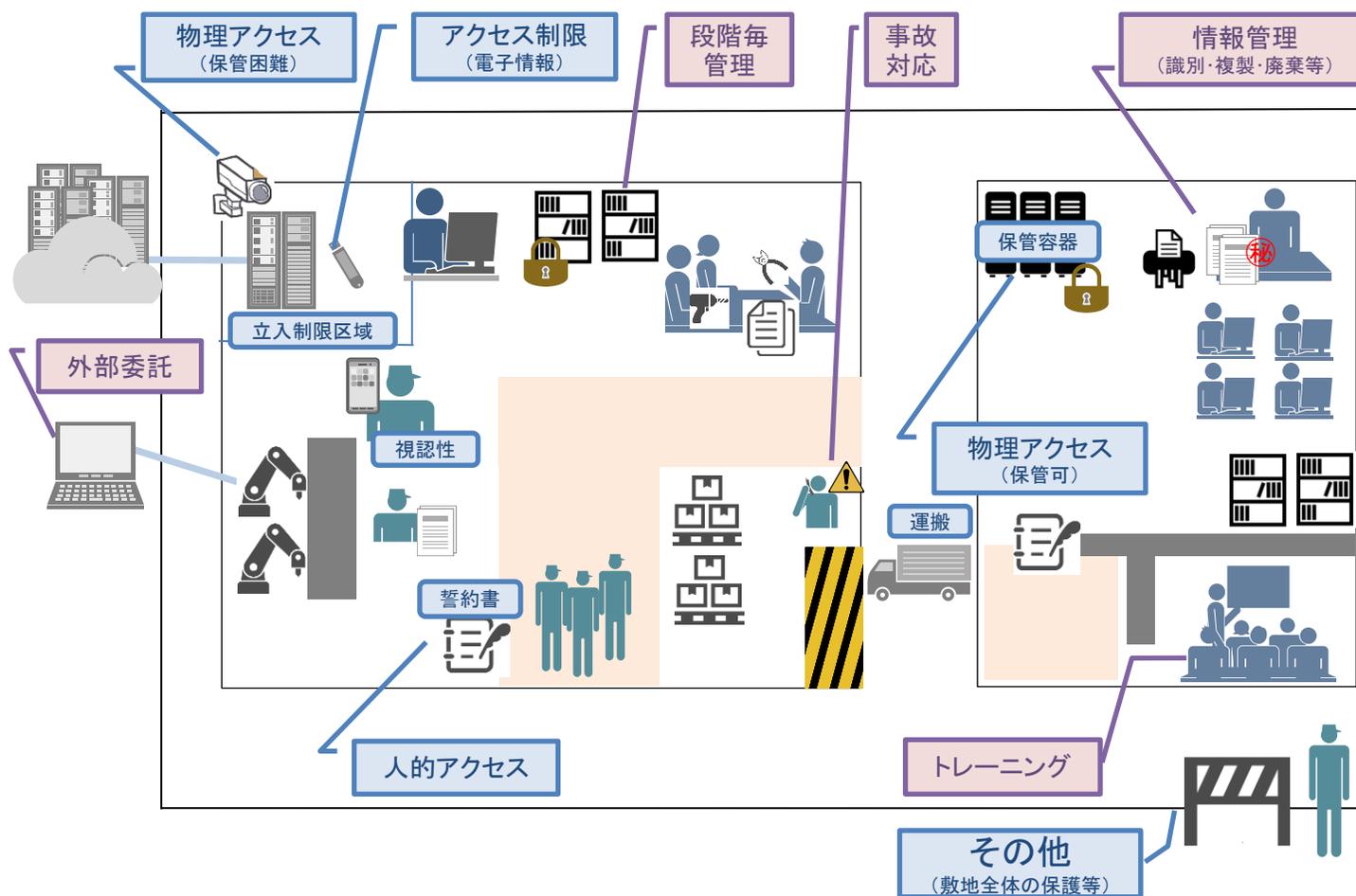
技術情報管理認証制度の概要

- 国が認定した認証機関が、事業者の技術情報管理体制や状況を客観的に審査・認証。（改正産業競争力強化法、平成30年9月25日施行）
- 認証取得により、事業者は適切な技術情報管理体制が整備されていることを示すことができ、取引先等の信頼獲得につなげることが可能。



技術情報管理認証取得に向けた取組み

- 主に、①守る情報の決定、②守る情報の識別・対策整理、③管理者選任を行った上で、④情報管理プロセスの設定、⑤従業員への対策周知や教育、⑥情報漏洩等の事故発生時の報告ルールの設定、⑦管理対象情報へのアクセス権の設定、⑧金庫等による物理的情報の管理、⑨ID等設定による電子情報の管理、を実施。



技術情報管理認証制度のメリット

- 技術情報管理認証を取得した事業者の多くが、技術情報の管理体制が整備できていることを取引先に示すことができることに加え、社内の情報管理意識の向上につながることから認証取得の重要性・意義を強調。

株式会社山本金属製作所

高度なものづくりを支援する事業を行っており、お客様のビジネスに関わる情報を扱うにあたり、情報管理は非常に重要と考える。認証取得は、リテラシーの底上げにも効果的であり、今後も、生産性を阻害することなく、自社の強みを活かした情報管理の仕組みを構築していきたい。



日本金型工業会（株式会社小出製作所）

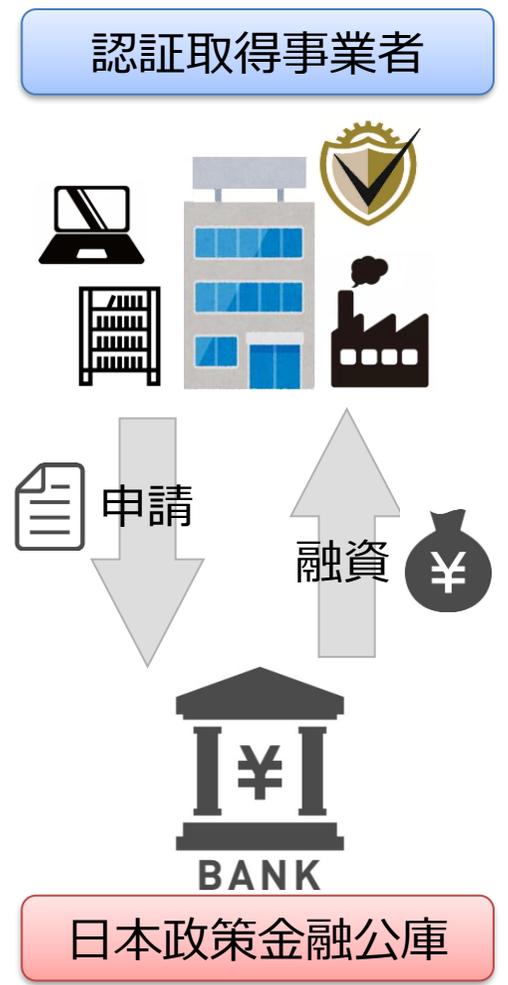
認証取得をきっかけに、情報管理の取組の一步を進められた意義は大きい。業界として認証に一足早く取り組むことで、社員1人1人が情報を守る意識を高めていき、近い将来、お客様から情報管理を求められた時にも、その期待に十分に答えていきたい。



認証取得事業者への低利融資制度（令和4年度 財政投融资計画）

- 日本政策金融公庫の「IT活用促進資金」は、情報技術の活用の促進を図る中小企業を支援。
- 技術情報管理認証を取得した中小企業に対し、IT関連設備を取得するための設備資金及び運転資金を融資。

IT活用促進資金の概要（技術情報管理認証関連部分）



<p>貸付対象</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電子計算機（ソフトウェアを含む） ※ 2. 周辺装置（モデムなどの通信装置など） 3. 端末装置（多機能情報端末など） 4. 被制御設備（高度数値制御加工装置（CNC）や自動搬送装置など） 5. 関連設備（LANケーブルや電源設備など） 6. 関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠なもの） <p>※2～6の他の設備等と組み合わせて導入する場合のみ対象</p>
<p>利率</p>	<p>基準利率。ただし、技術情報管理認証の取得事業者は、2億7千万円を限度とし設備資金について特別利率①（基準利率－0.4%※）を適用。 ※令和4年4月時点の利率</p>
<p>融資限度額</p>	<p>7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）</p>
<p>貸付期間</p>	<p>設備資金：20年以内 運転資金：7年以内</p>

認証取得促進に向けた取組について（令和4年度Go-Tech事業）

- 中小企業等の技術情報管理体制の整備を支援するため、令和4年度「**成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）**」（旧サポイン・サビサポ事業）において、以下の措置により認証取得を推奨。

✓ 申請時に**技術情報の管理の実施状況を申告**してもらう（認証取得済の場合は不要）

✓ **認証取得費用を補助対象**とする

成長型中小企業等研究開発支援事業の概要（補助率 原則 2 / 3 以内）

○ 中小企業者等が行う、事業化につながるような研究開発や販路開拓等の取組を支援。

○ 研究開発等に当たって事業者は、複数の企業や、大学・公設誌等の研究機関等、及びアドバイザー等と連携し、共同体を構成。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2022/220225mono.html>

事業採択事業者

認証取得に要する経費を計上

費用補助

中小企業庁

成長型中小企業等研究開発支援事業公募要領（抜粋）

5. 補助対象経費 ④ 6) その他

○ 上記の各項目以外に、事業の実施に直接必要な以下に指定する経費。

※本項目には、大学等の研究機関におけるバイアウト経費（以下の URL 参照）又は**技術情報管理認証制度**（【参考 12】参照）の**認証取得に要する経費のみ計上**できます。

6. 申請手続き等の概要 (5) ⑥ 6) 営業秘密・技術情報等の管理

○ 本事業では、共同体を組むことを必須としており、中小企業における情報の管理はオープンノベーションを推進する観点からも重要であるため、**技術情報管理認証制度**（【参考 12】参照）**による認証の取得を推奨しています**。本事業の応募申請を行う際には、主たる研究等実施機関は技術等情報の管理について実施状況を申告いただきます。ただし、技術情報管理認証制度により認証を受けている場合は不要です。

【参考12】技術情報管理認証制度

産業競争力強化法に基づき、企業の技術等の情報の管理について、国で示した「守り方」に即して守られているかどうかを、国の認定を受けた機関による認証を受けられる制度です。詳細については、下記URLをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html

(参考) 認証機関の認定、認証事業者の認証取得状況

- 認証機関として6機関を認定、認証取得事業者は32社（令和4年3月末時点）。

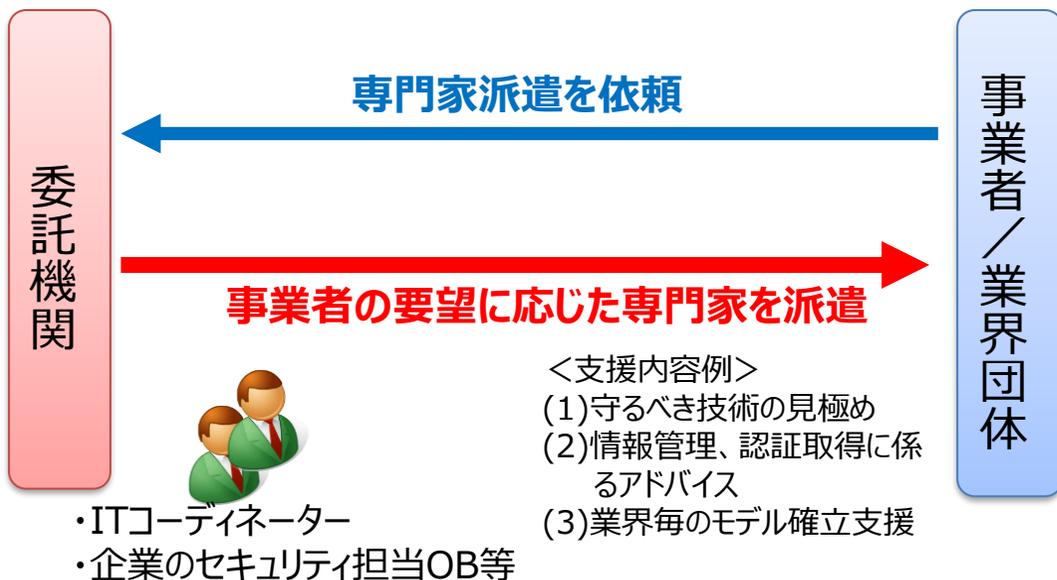
<認定済みの認証機関>

機関名	認定年月日	業務の範囲
日本検査キューエイ株式会社	平成31年3月14日	全て
一般財団法人 日本品質保証機構	令和元年7月2日	全て
株式会社日本環境認証機構	令和2年2月21日	全て
公益財団法人防衛基盤整備協会	令和2年3月25日	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業のうち航空、宇宙及び防衛分野に係るもの
一般社団法人情報セキュリティ関西研究所	令和2年8月28日	製造業
一般社団法人日本金型工業会	令和2年11月20日	金型関連業

技術情報管理のための専門家派遣事業

- 経済産業省では、適切な技術情報管理を促進するため、①制度運用の見直し、②認証取得メリットの創出、③**認証機関及び事業者への支援**等を実施。
- 認証取得を検討する事業者等への支援として、情報管理の**専門家を派遣し、守るべき技術情報の見極め**や具体的な**情報管理手法のアドバイス**に加え、業界毎の標準的な技術情報管理手法（モデル）の確立をサポート。【令和3年度利用実績：延べ82回】

専門家派遣事業の流れ



守るべき技術情報の例



※詳細についてはウェブサイトへ。パンフレット、研修素材などもダウンロードいただけます。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html

経産省 重要技術マネジメント

検索

